「　令和５年度　本校の取組み概要（別紙１）」

◎取組み姿勢

「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」「教職員全員による組織対応」「未然予防が第一」「早期発見、早期対応、早期解決」

◎令和５年度　年次計画

<table>
<tr><th>月</th><th colspan="2">主な取り組み内容</th></tr>
<tr><td>４月</td><td>集団づくり（学年・学級開き）
支援学級との交流、カウンセリング</td><td rowspan="4">①みんなでなかよく協力しよう
②元気よくあいさつしよう
③廊下は右側を静かに歩こう</td><td rowspan="12">・原則、月１回「いじめ対策委員会」と「不登校対策委員会」の実施
・「すこやか相談箱」の常時設置と活用
・学期に２回程度「生活アンケート」と「カウンセリング」を行い、いじめの早期発見に努める</td></tr>
<tr><td>５月</td><td>集団づくり（１年生歓迎会）</td></tr>
<tr><td>６月</td><td>生活アンケート、カウンセリング月間</td></tr>
<tr><td>７月</td><td>集団づくり（なかよし班活動）
見守り隊さんありがとうの会</td></tr>
<tr><td>８月</td><td>生活アンケート・カウンセリング</td><td></td></tr>
<tr><td>９月</td><td>集団づくり（なかよし班活動）</td><td rowspan="4">①規則正しい生活をしよう
②学校をきれいにしよう
③手洗い・うがいをしよう</td></tr>
<tr><td>10月</td><td>集団づくり（なかよし班活動）</td></tr>
<tr><td>11月</td><td>集団づくり（なかよし班活動）
生活アンケート、カウンセリング月間</td></tr>
<tr><td>12月</td><td>集団づくり（なかよし班活動）</td></tr>
<tr><td>１月</td><td>集団づくり（なかよし班活動）</td><td rowspan="3">①給食をしっかり食べよう
②外で元気よく遊ぼう
③一年をふり返り、次の学年につなげよう</td></tr>
<tr><td>２月</td><td>生活アンケート、カウンセリング月間
集団づくり（おにぎり交流会に向けて）</td></tr>
<tr><td>３月</td><td>集団づくり（おにぎり交流会）</td></tr>
</table>

◎いじめ発見時の対応フロー（重大事態発生時は次ページ「重大事態対応フロー」参照）

①いじめ事象情報の把握

↓

②更なる情報収集

- いじめられた児童から事情を聴く
- いじめたとされる児童から事情を聴く
- 周りの児童から事情を聴く

→

②校内指導・支援体勢を組む

- 「いじめ対策委員会」と「不登校対策委員会」で、直ちに情報を共有する
- 全職員に報告するとともに、指導や支援の体制を確認し、対応する

→

③子どもへの指導・支援

- 複数の教職員が連携し、すぐにいじめを止めさせ、再発防止に取り組む
- いじめられた児童には「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する

④保護者との連携

- 双方の保護者に、迅速に事実関係を伝える　学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるように協力を求める
- いじめられた児童の保護者には、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を取り除く

◎重大事案への対応フロー

０．重大事象とは

児童生徒や保護者からいじめにより下記のような事態に至ったという申立てがあった
①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（例：自殺を図った場合）②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
※（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合）

１．重大事象の発生

２．市教委へ第一報とともにいじめ事象の全容解明

３．詳細を市教委へ報告

４．市教委が調査主体を判断

５．市教委が調査主体となるとき
市教委の指示のもと、資料の提出など調査に協力する

５．学校が調査主体となるとき　（市教委の指導・助言のもと、以下の対応に当たる）

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、市教委に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で臨む。

● いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告）する。

※ 関係者の個人情報に十分配慮すること。

※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果から、必要に応じて市教委指導主事の派遣による学校支援や、子どもの心のケアのために心理や福祉の専門家の派遣依頼、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の派遣依頼等を行う。

※保護者、地域、報道等に対する情報提供を行う。